**平成２２年（フ）第４２１号**
新潟市中央区古町通13番町5158番地、前住所新潟市西区青山７丁目３番20号８　マリンハイツ青山201号
債務者　五十嵐ツヤ子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４３９号**
新潟市江南区諏訪１丁目２番４号　ラピュタ103号
債務者　渡辺　　敏
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４４９号**
新潟市西蒲区升潟2653番地、営業上の住所新潟市西蒲区升潟437―１
債務者　石川きのこ園こと　石川　　浩
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４５０号**
新潟市中央区長嶺町４番23号　アトール長嶺町1103号、住民票上の住所新潟県南魚沼市長森960番地１
債務者　井口はるか
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４７２号**
新潟市秋葉区新津本町３丁目20番６号、前住所新潟市秋葉区日宝町６番38号
債務者　箱岩テイ子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３５１号**
愛知県一宮市篭屋３丁目17番17号
債務者　有嶋　　香
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第３５３号**
愛知県一宮市篭屋３丁目17番17号
債務者　有嶋　克巳
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第９９９号**
京都府宇治市広野町丸山52番地の３
債務者　平石久美子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０１９号**
京都市伏見区向島津田町144番地の14
債務者　森下　勝之
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１９０号**
京都市中京区壬生辻町36番地１　コーポアルビオレ601号
債務者　角田奈有子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１９２号**
京都府京田辺市興戸久保38番地１　ＴＲ―33―６号館201号
債務者　岡本　昇士
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２８５号**
京都市伏見区桃山町大島38番地の２　桃山南団地11棟401号
債務者　渡辺恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３１１号**
京都府城陽市寺田西ノ口88番地の20
債務者　松田　沙知（債務発生時の姓谷奥）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１３９６号**
京都市南区唐橋西平垣町39番地９
債務者　岩﨑　　香（債務発生時の姓大西）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４２６号**
京都市右京区西院三蔵町９番地　リエス西院305
債務者　新井　達也
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４３１号**
京都府木津川市加茂町駅東２丁目５番地３　プレステ加茂タワー1106号
債務者　田窪　京子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１３号**
香川県高松市昭和町２丁目３番23水道橋ビル403号
債務者　田井　秀人
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　高松地方裁判所破産・再生係